

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会

(第27回)

議題(2)～(4)

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第27回）

令和7年12月18日（木）

13:42～16:00

WEB 会議形式による開催

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

①イソプロチオランを有効成分として含む農薬

②チアジニルを有効成分として含む農薬

(3) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

①ジカンバ（別名MDBA）を有効成分として含む農薬

②ピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬

(4) その他

3 閉 会

午後1時42分 開始

○●●● では、ここからは個別の農薬について御審議いただきます。

イソプロチオランについては令和6年5月23日付けで、チアジニルについては令和6年5月23日付けで、ジカンバについては令和7年9月19日付けで、ピカルブトラゾクスについては令和7年5月12日付けでそれぞれ農林水産大臣から諮問いただいております。

また、その他の議題におきまして、グルホシネートPの農薬原体の製造場の追加及び製造方法の変更に係る同等性についての検討を行います。

まず審議に入ります前に、利益相反の状況について、御報告をお願いいたします。

○農薬対策室長 平成30年9月14日の農業資材審議会農薬分科会で決定いただきました利益相反の規定に基づきまして、皆様に利益相反について確認を事前にさせていただきました。

本日審議・検討いたします五つの農薬につきまして、委員の皆様から利益相反に関して特段のお申出はございませんでしたので、御報告申し上げます。

○●●● 御報告ありがとうございます。

それでは、議題（2）農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）の①、イソプロチオランの審議に入ります。

事務局より資料5-2の説明をよろしくお願いします。

○農薬審査官 では、まず資料4にて概要を御説明いたします。

イソプロチオランですが、1974年に初回登録を受けた殺菌剤でございまして、適用作物としては稲、芝等がございます。今回、再評価に当たりまして御審議いただきます。

資料5-2をお願いいたします。

1ページに有効成分の基本情報として、化学名ですとか構造式等を記載してございます。

2ページが有効成分の物理的・化学的性状でございます。また、その後、UVスペクトル等を記載してございます。

5ページから農薬原体の製造方法です。●●●

5番が農薬原体の不純物ということで、●●●

6番からが農薬原体の分析法です。●●●

次にまいります、農薬原体の組成分析です。●●●

次は、8番、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度ということで、●●●

8項までは以上になります。御審議をお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いします。

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかに何か御意見や御質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、続きの説明をお願いいたします。

○農薬審査官 では、19ページの9項、有効成分の毒性をお願いいたします。こちらに食品安全委員会の評価結果を抜粋してございます。

20ページにまいりまして、ADIは0.1 mg/kg体重/日ということで設定されてございます。

10項から不純物の毒性でございます。●●●

11番が農薬原体の同等性ということで、●●●

以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

何かございましたら、「挙手」のアイコンを押していただくか、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問などないようですので、事務局より資料5-1の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 資料5-1でございます。表紙でございますが、農薬の製造に用いられる農薬原体の規格としては、イソプロチオランについて、960 g/kg以上ということで記載してございます。

次は分析法でございますが、先ほどの審査報告書の記載に基づき、GC-FIDにより内部標準法で分析する旨を記載してございます。

次のページは、有効成分の基本情報等でございますが、こちらは審査報告書からの転記でございます。

次の有効成分の物理的・化学的性状の表も同様でございます。

4 ページにまいりまして、農薬原体の組成分析ですが、イソプロチオラン及び1 g/kg以上含有されている不純物について、分析法は科学的に妥当であったと記載してございます。また、組成分析の結果としては、定量された分析対象の含有濃度の合計は986～994 g/kgであったと記載してございます。

5 番の有効成分の毒性につきましては、審査報告書からの転記でございます。

6 番、不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

7 番、農薬原体の同等性につきましては、同等であった、というふうに記載してございます。よろしくお願いたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で御対応いただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告につきましては、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、イソプロチオランの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 御審議ありがとうございました。ただいまの御審議を踏まえまして、今後、所要の手続を進めてまいります。

注) 本部会の終了後、イソプロチオランについて、次の議題のチアジニルと同様に農薬原体中の成分組成についての更なる議論が必要であることが確認され、●●●より継続審議とすることと判断された。

○●●● それでは、次に、議題(2)の②、チアジニルの審議に入ります。

事務局より資料6-2の説明をよろしくお願いいたします。

○生産安全専門官 生産安全専門官の●●●です。資料に沿って御説明いたします。

まず、資料4に農薬原体の概要をまとめております。チアジニルは2003年に初回登録されました殺菌剤でございます。稲に使用されております。今回再評価を行うということで御審議をいただく剤になっており

ます。

それでは、資料6-2、審査報告書の説明をさせていただきます。

審査報告書の1ページ、申請者は日本農薬株式会社、登録名から分子量までは記載のとおりでございます。

2ページ目、物理的・化学的性状は、表3-1に記載のとおりでございます。UVスペクトルは3から4ページに記載しております。

製造方法になります。●●●

8ページ、表5-1に原体中の不純物を整理してございます。●●●

それでは、分析法になります。●●●

続きまして、14ページ、農薬原体の組成分析についてです。●●●

続きまして、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。よろしくお願いたします。

○●●● ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いたします。

○●●● ●●●

○生産安全専門官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかに何か御質問などございますでしょうか。

●●●、お願いたします。

○●●● ●●●

○生産安全専門官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ほかはいかがでしょうか。

では、続きの説明をお願いたします。

○生産安全専門官 続きまして、有効成分の毒性です。19ページに、既に食品安全委員会の評価を終えておりますので、そちらから食品健康影響評価結果を転記してございます。

各種毒性試験の結果から、チアジニルの投与の影響は、主に体重増加抑制や肝臓、腎臓に認められております。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められておりません。

発がん性試験におきまして、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、閾値を設定することは可能というふうに評価されてございます。

ADIは、イヌの1年間反復経口投与毒性試験のNOAELから0.04 mg/kg体重/日、それから、AREDはラットとウサギの発生毒性試験のNOAELから1.5 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、不純物の毒性でございます。●●●

それでは、農薬原体の同等性についてです。●●●

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、事務局より資料6-1の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 資料6-1でございます。農薬原体の規格は、チアジニル940 g/kg以上、それから、農薬原体中のチアジニルの分析法ですけれども、原体をアセトニトリルに溶解し、C18カラムを用いて、HPLCによりリン酸水溶液及びアセトニトリルの濃度勾配で分離し、UV検出器、検出波長230 nmで検出、定量する、定量には内部標準法を用いるとしております。

次に、2ページになりますけれども、申請者、日本農薬株式会社、以降、基本情報、それから、3ページの有効成分の物理的・化学的性状につきましては、審査報告書からの転記でございます。

続いて、4ページ、農薬原体の組成分析についてです。原体の組成分析に用いられた分析法は、チアジニル及び不純物、いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、それから、農薬原体の組成分析については、定量された分析対象の含有濃度の合計は996~1006 g/kgであったと整理してございます。

有効成分の毒性は、審査報告書からの転記です。

それから、不純物の毒性についてですが、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、農薬原体の同等性について、組成及び毒性を比較した結果、同等であったと整理してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

何かございましたら、「挙手」ボタンを押していただければと思います。

●●●、お願いいたします。

○●●● ●●●

○生産安全専門官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬対策室長 ●●●、事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

今の件につきまして、多分、個別の有効成分の問題ではないと思いますので、今、ほかのものの状況を確認しております。ですので、きょう、一通りほかの剤につきまして審議いただきまして、差し支えなければ、最後のところでお時間いただいて、御相談させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○●●● はい。大丈夫です。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

○●●● では、ほかに何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○農薬対策室長 事務局でございます。

本件でございますけれども、先ほど●●●から御指摘がございましたことも踏まえまして、今、状況を調べておりますので、部会長、大変恐縮でございますが、本件については保留とさせていただきます、本会の最後に再度御議論いただければ幸いと存じますが、いかがでしょうか。

○●●● はい、分かりました。

では、この議題に関しては保留にさせていただいて、次の議題に進んでもよろしいということですか。

○農薬対策室長 はい、お願いいたします。

○●●● はい、分かりました。

では、次に進ませていただきます。

議題（3）農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）の①、ジカンバ、MDBAの審議に入ります。

事務局より資料7-2の説明をよろしくお願いします。

○農薬審査官 では、まず資料4にてこちらの農薬の概要を御説明いたします。

こちら、農林水産省での登録名はMDBAという名前なのですが、国際的にはジカンバというISO名が決まっております、食品安全委員会での評価ですとか、残留基準としてはジカンバとして設定されているものがございます。そのため、ジカンバ（別名MDBA）と記載させていただいております。

1981年に登録された芝等に用いられる除草剤でございます、今回、原体製造方法の変更ということで変更申請が来ているものがございます。

では、資料7-2をお願いいたします。

1 ページでございますが、有効成分の基本情報を記載してございます。名前にあるとおり、安息香酸の骨格を持った成分になってございます。

次の2 ページが有効成分の物理的・化学的性状でございます。安息香酸骨格ということで、かなり水溶解度が高い、また、log Powがマイナスの値というような、農薬としてはちょっと珍しい物性のものになってございます。

その次のページからUVスペクトルを記載してございます。

5 ページにまいりまして、農薬原体の製造方法です。●●●

9 ページ、5 番が農薬原体中の不純物でございます。●●●

11 ページから農薬原体の分析法です。●●●

7 番から農薬原体の組成分析を記載してございます。●●●

8 番が農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度ということで、●●●

8 項までは以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、続きの説明をお願いいたします。

○農薬審査官 では、22 ページの9 項、有効成分の毒性をお願いいたします。こちらに食品安全委員会の評価書の抜粋を記載してございます。ADIとしましては、ウサギを用いた発生毒性試験②の無毒性量30 mg/kg体重/日を根拠に0.3 mg/kg体重/日と設定されてございます。

こちらの食品安全委員会の評価が行われた以降に、下にまた書きで書いておりますが、ジカンバの農薬原体を用いた急性経口毒性試験、復帰突然変異試験、染色体異常試験、28日間免疫毒性試験が実施されておりました、その試験成績が提示されている状況でございます。

その下に結果がございまして、LD₅₀としては、550～2000 mg/kg体重、復帰突然変異試験は陰性という結果でしたが、染色体異常試験で、-S9の方で陽性という結果が出てございます。

こちら、23 ページのところに【事務局からのコメント】ということで記載してございます。こちらのまた書きで記載させていただいた、成分組成が確認されている農薬原体 (LotP.MG2726410) を用いた染色体異常試験 (*in vitro*) において、陽性 (-S9) の結果が得られています。本試験は食品安全委員会の評価を受けていませんが、食品安全委員会の評価書では、成分組成が確認されていない別のジカンバの農薬原体を用いた染色体異常試験 (*in vitro*) で得られた、陽性 (-S9) の結果も含め、生体において問題となる遺伝毒性はないというふうに評価されてございます。よって、追加で実施された試験結果は、不純物の遺伝毒性の懸念

を示すものではないと考え、特に10.の不純物の毒性では言及しない形としてございます。

その下に食品安全委員会の評価書の抜粋を記載していきまして、1行目のところにヒト末梢血リンパ球を用いた染色体異常試験で陽性の結果が得られたということは記載されてございますが、ほかの試験結果なども踏まえて、生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたと評価されているところでございます。

次が10番の不純物の毒性でございます。●●●

11からは農薬原体の同等性でございます。●●●

御説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願ひします。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございました。

ほかの委員の皆様は、この点につきまして、いかがでしょうか。もし御意見ございましたら、挙手をお願ひします。

●●●、お願ひします。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございました。

●●●、お願ひします。

○●●● ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ●●●

○●●● ●●●

○●●● ●●●

○農薬対策室長 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● そのほかの点につきまして、何か御質問や御意見などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしたら、資料7-1の御説明に進んでもよろしいでしょうか。

○農薬対策室長 はい。

○●●● では、よろしく申し上げます。

○農薬審査官 では、資料7-1をお願いいたします。

原体規格につきましては、有効成分ジカンバについて、960 g/kg以上ということで設定する案としてございます。

分析法につきましては、記載のとおりでございます。

2ページの農薬の概要ですとか3ページの有効成分の物理的・化学的性状は、審査報告書からの転記でございます。

4ページの4番でございますが、ジカンバ及び1 g/kg以上含有されている不純物について、分析法は科学的に妥当であった、また、原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は985~996 g/kgであった、と記載してございます。

有効成分の毒性につきましては、審査報告書からの転記でございます。

5ページにまいりまして、不純物の毒性については、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、農薬原体の同等性につきましては、同等であった、と記載してございます。よろしくをお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど議論いただいた点につきまして、事務局で修正案を作成いただくということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○農薬審査官 承知しました。

○●●● 修正案を作成していただいて、それを委員の皆様にも御確認いただくということになりますでしょうか。

○農薬対策室長 はい。さように考えてございます。

○●●● では、修正案の作成をよろしくをお願いいたします。

○農薬対策室長 御審議ありがとうございます。

今、部会長からもコメントございましたように、資料7-2につきましては、25ページのところ、フレーズを工夫させていただきまして、後刻、委員の皆様にも御確認いただければ幸いというふうを考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○●●● よろしくお願ひします。

それでは、ジカンバの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

ここで、10分間の休憩とさせていただきますと思います。

今から10分ですので、3時25分再開ということで、よろしくお願ひします。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

○●●● では、時間になりましたので、再開させていただきますと思います。よろしくお願ひします。

では、議題(3)の②、ピカルブトラゾクスの審議に入ります。

事務局より資料8-2の説明をよろしくお願ひします。

○農薬審査官 では、まず、資料4にてピカルブトラゾクスの概要を御説明いたします。

2017年に登録された殺菌剤で、みかん等に使われます。こちらにも変更申請があったものでございます。

では、資料8-2をお願ひいたします。

1ページに有効成分の基本情報を記載してございます。三つの環がついた大きめの農薬になってございます。

2ページに有効成分の物理的・化学的性状を記載してございます。記載のとおりでございます。

3ページ以降にはUVスペクトルを記載してございます。

5ページから農薬原体の製造方法でございます。●●●

6ページにまいて、農薬原体中の不純物でございます。●●●

8ページから農薬原体の分析法でございます。●●●

7. 農薬原体の組成分析でございますが、●●●

8. にまいて、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

8項までは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、続きの説明をお願ひいたします。

○農薬審査官 15ページでございます。9. 有効成分の毒性ということで、食品安全委員会の評価結果の抜粋を記載してございます。

ADIとしては、ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.34 mg/kg体重/日という無毒性量を根拠に、

0.023 mg/kg体重/日と設定されてございます。

また、食品安全委員会の評価後に実施された試験というのが追加で提出されてございます。復帰突然変異試験と染色体異常試験が追加実施されてございますが、いずれも陰性という結果でした。

16ページにまいりまして、10. 不純物の毒性でございませぬ。●●●

11番、農薬原体の同等性でございませぬが、●●●

以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませぬでしょうか。

●●●、お願ひします。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかに何か御意見などございませぬでしょうか。

いかがでしょうか。

では、特にないようございませぬので、事務局より資料8-1の説明をお願ひしたいと思ひます。

○農薬審査官 資料8-1でございませぬ。ピカルブトラゾクスの規格につきましては、有効成分につきまして、970 g/kg以上ということで記載してございませぬ。

分析法については、HPLC-UV法で内部標準法ということで記載してございませぬ。

2ページの有効成分の基本情報、3ページの有効成分の物理的・化学的性状は、審査報告書からの転記でございませぬ。

4ページにまいりまして、ピカルブトラゾクスの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は科学的に妥当であったということに記載してございませぬ。

また、農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含量濃度の合計は988~992 g/kgでございませぬた。

次の5番、有効成分の毒性は、審査報告書からの転記でございませぬ。

5ページにまいりまして、不純物の毒性については、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかつた、また、農薬原体の同等性については同等であった、と記載してございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局の方で御意見を反映していただき、その修正案は部会長一

任ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことによろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、ピカルブトラゾクスの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。

資料8-2のところでございますけれども、御議論いただきましたとおり、18ページのところ、元イキとすることでさせていただきたいと思っております。それを部会長に御確認いただいた上で、所要の手続を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○●●● よろしく願いします。

それでは、議題(4)その他として、グルホシネートPの検討に入ります。

事務局より資料9の説明をよろしく願いします。

○農薬審査官 では、資料9-1をお願いいたします。

まず、こちらの本件の経緯について御説明いたします。

資料9-1、グルホシネートPの農薬原体の製造場の追加及び製造方法の変更に係る同等性の判断について、ということでございますが、こちらはグルホシネートPのことですけれども、農薬原体部会において、いわゆる原体規格を設定した有効成分について、農薬原体の製造方法を変更する等により、新たな農薬原体を農薬の製造に用いることとなる場合には、申請者から事前相談の要請を受け、まず農林水産省及びFAMIICの方で審査を行って、その結果、第1段階の成分組成の比較により農薬原体が同等と判断できる場合には、それだけで、数字の比較ということでございますので、製造方法の変更等の届出を受けているところでございます。

一方、成分組成の比較により同等と判断できないときには、農薬原体部会において毒性の評価をしていただきまして、農薬原体の同等性の判断を行うこととしてございます。

有効成分グルホシネートPにつきましては、かなり前になりますが、第3回の農薬原体部会において原体規格を設定していただいております。今般、別の製造方法の原体の事前相談の要請があったのですが、審査の結果、成分組成の比較により同等と判断できなかったことから、農薬原体部会において同等性の判断をいただくところでございます。

では、資料9-2をお願いいたします。

表紙に記載してございますが、2ポツ目は今申し上げたような内容になっておりまして、3ポツ目でございます。前回、第26回農薬原体部会において、10.の不純物の毒性まで御審議いただいております。区別のために審議済み部分は網かけにさせていただきます。

また、製造方法の追加後、さらに新たな製造方法を追加する際に、毒性の比較元となる成分組成を改良し、審査を効率化することについて御意見をいただきましたので、改良後の考え方に沿って、11項のところを修正してございます。

では、まず、10.の不純物の毒性ということで、12ページをお願いいたします。●●●

11.からが農薬原体の同等性でございます、●●●

グルホシネートPについては以上でございます。よろしく申し上げます。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いします。

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬対策室長 ●●●

○●●● ●●●

○農薬対策室長 ●●●

○●●● ●●●

○農薬対策室長 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● では、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

ほかの先生方、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

○●●● ありがとうございます。

それでは、審査報告書案の修正につきましては、事務局の方で皆様からいただいた御意見を反映して、修正を進めていただくということで、よろしく申し上げます。

○農薬対策室長 御審議ありがとうございました。

先ほど御議論いただきましたとおり、資料9-2の表11-1と表11-2の内容が比較できるような、そう

いう表現ぶりを加えさせていただきたいというふうに思っております。これは中身の変更ではありませんので、中身はこれでフィックスさせていただきまして、その表現ぶりにつきまして、後刻、部会長をはじめ委員の皆様にご確認いただければと思っております。その上で所要の進めたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○●●● よろしくお願ひします。

では、本日の農薬原体部会の議事は以上となります。

その他、何かございますでしょうか。

○農薬対策室長 部会長、よろしいでしょうか。

○●●● はい。

○農薬対策室長 事務局でございます。

先ほど御議論いただきましたチアジニルでございます。一旦保留にさせていただいていたというふうに理解をさせていただきます。事務局の方で先ほど委員の皆様から御指摘いただいた内容を精査いたしました。そうしましたら、今日の御審議ではなかなか対応できないのかなという部分もございまして、結論から申し上げますと、本件につきましては継続審議でお願いできればというふうに考えてございます。事務局の方で次回に向けまして準備を進めまして、事前に御相談させていただきながら、次回改めて御議論いただければと考えておりますが、この時点で事務局で整理した内容につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

○生産安全専門官 ●●●

○農薬対策室長 事務局からの説明は以上になります。

○●●● ありがとうございます。

委員の皆様から何か質問などございますでしょうか。

●●●、お願ひします。

○●●● ●●●

○生産安全専門官 よろしくお願ひします。

○●●● ほかの先生方、いかがでしょうか。

そうしましたら、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○農薬対策室長 ●●●、進行をありがとうございました。また、委員の先生方におかれましては、本日長時間にわたりまして建設的な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の議事概要、議事録につきましては、事務局の方で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただいた後、公開をさせていただきたいというふうに思っております。事務局案ができましたら、御確認の

ほどよろしくお願ひ申し上げます。

ここまでで、今後の進め方あるいは事務的な手続につきまして、御質問、御不明な点等がございますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後4時00分 閉会